

# 第5章

## 災害応急対策計画



## 第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

## 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

### 1 災害情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集、連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。

#### (1) 町の災害情報等収集及び連絡

ア 町長は災害時、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

イ 町長は、気象等特別警報、警報、注意報及び情報等並びに災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

#### (2) 災害等の内容及び通報の時期

##### ア 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

(ア) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

(イ) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

(ウ) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全容が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

(エ) 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき

##### イ 町の通報

(ア) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

(イ) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

## 2 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び十勝総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接、消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

なお、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

### 【通常時の報告先】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室（消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 （注1）	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク （注2）	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-46036
中央防災無線（注3）		5017	5017

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク

（注3）省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5353-7510
	F A X	03-5353-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	F A X	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		5017

○ 災害情報等報告取扱要領

町長は災害時、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度5弱以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、別表1の様式又は北海道防災情報システム等により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、別表2の様式又は又は北海道防災情報システム等により次のとおり行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関が維持管理する施設等（住

家を除く。)については除くものとする。

ア 即 報

被害発生後、直ちに件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が終了した後、15日以内に報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めにしたがい、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（即報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

第5章 災害応急対策計画

別表 1

※災害時は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関		受信機関		
発 信 者		受 信 者		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1) 災害対策本部 等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助法 の適用状況	地 区 名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措 置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出 動 人 員		(イ) 主 な 活 動 状 況		
		市 町 村 職 員	名			
		消 防 職 員	名			
		消 防 団 員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
そ の 他	(今後の見通し等)					

第5章 災害応急対策計画

別表2

被害状況報告（即報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分				
項 目		件数等	被害金額（千円）	項 目		件数等	被害金額（千円）			
① 人的被害	死者	人	※ 個人別の氏名、 年齢、原因は、 補足資料で報告	⑤ 土木被害	河川	箇所				
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所				
	行方不明	人			砂防設備	箇所				
	重傷	人			地すべり	箇所				
	軽傷	人			急傾斜地	箇所				
計	人		道路		箇所					
② 住家被害	全壊	棟			橋梁	箇所				
		世帯								
	半壊	棟				小計	箇所			
		世帯								
	一部破損	棟				市町村工事	河川	箇所		
		世帯					道路	箇所		
	床上浸水	棟					橋梁	箇所		
		世帯						小計	箇所	
		人						港湾	箇所	
		棟						漁港	箇所	
世帯	下水道	箇所								
人	公園	箇所								
床下浸水	棟		崖くずれ		箇所					
	世帯				計			箇所		
計	棟			⑥ 水産被害	沈没流出			隻		
	世帯							破損	隻	
人					計	隻				
③ 非住家被害	全壊			棟		漁港施設		箇所		
				棟		共同利用施設	箇所			
	半壊			棟		その他施設	箇所			
				棟		漁具（網）	件			
	計			棟		水産製品	件			
	棟	その他		件						
④ 農業被害	農地	田		流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所		
			浸冠水	ha	治山施設		箇所			
		畑	流失・埋没等	ha	林地		箇所			
			浸冠水	ha	林産物		箇所			
	農作物	田	ha	その他	箇所					
		畑	ha	小計	箇所					
	農業用施設	箇所		一般民有林	林地		箇所			
	共同利用施設	箇所			治山施設		箇所			
	営農施設	箇所			林地		箇所			
	畜産被害	箇所			林産物		箇所			
その他	箇所	その他			箇所					
計				小計	箇所					

項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛 生 被 害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等 被 害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		被 害 計	箇所			
		その他	箇所		⑬ そ の 他	被害船舶 (漁船除く)	隻		
火 葬 場	箇所		水 道	戸					
計	箇所		電 話	回線					
⑨ 商 工 被 害	商 業	件		電 気		戸			
	工 業	件		その他		箇所		—	
	そ の 他	件					—		
計	件						—		
⑩公立 文 教 施 設 被 害	小 学 校	箇所							
	中 学 校	箇所							
	高 校	箇所							
	その他文教施設	箇所							
計	箇所			計			—		
公共施設被害市町村数	団体				被 害 総 額				
り 災 世 帯 数	世帯				火 災 発 生	建 物	件		
り 災 者 数	人					危 険 物	件		
消防職員出動延人数	人					そ の 他	件		
消防団員出動延人数	人				消防団員出動延人数	人			
災害対 策本部 の設置 状 況	道 (振興局)								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
補足資料 (※別様で報告)									
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生場所</li> <li>○ 災害発生年月日</li> <li>○ 災害の種類概要</li> <li>○ 人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意</li> <li>○ 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報の発令状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>									

別表3

被害状況報告（中間 最終）

災害・事故名				年 月 日 時現在				
総合振興局又は振興局								
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死 者	人	※ 個人別の氏名、 年齢、原因は、 補足資料で報告	⑤ 土木被害	河 川	箇所		
	うち災害関連死者	人			海 岸	箇所		
	行方不明	人			砂防設備	箇所		
	重 傷	人			地すべり	箇所		
	軽 傷	人			急傾斜地	箇所		
計	人		道 路		箇所			
② 住家被害	全 壊	棟			橋 梁	箇所		
		世帯						
	半 壊	棟			小 計	箇所		
		世帯						
	一部破損	棟		市町村工事	河 川	箇所		
		世帯			道 路	箇所		
	床上浸水	棟			橋 梁	箇所		
		世帯			小 計	箇所		
	床下浸水	棟			港 湾	箇所		
		世帯			漁 港	箇所		
計	棟	下 水 道	箇所					
	世帯	公 園	箇所					
③ 非住家被害	全壊	棟			崖くずれ	箇所		
		棟			計	箇所		
	半壊	棟		⑥ 水産被害	沈没流出	隻		
		棟			破 損	隻		
	計	棟			計	隻		
棟		漁港施設	箇所					
④ 農業被害	農 地	ha			共同利用施設	箇所		
		ha		その他施設	箇所			
		ha		漁具(網)	件			
		ha		水産製品	件			
	農作物	ha		その他	件			
		ha		計				
	農業被害	箇所			⑦ 林業被害	林地	箇所	
		箇所				治山施設	箇所	
		箇所				林地	箇所	
		箇所				林道	箇所	
箇所		林産物	箇所					
箇所		その他	箇所					
箇所	小計	箇所						
箇所	林地	箇所						
箇所	共同利用施設	箇所						
箇所	営農施設	箇所						
箇所	畜産被害	箇所						
箇所	その他	箇所						
計			小計	箇所				

項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛 生 被 害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等 被 害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		被 害 計	箇所			
		その他	箇所		⑬ そ の 他	被害船舶 (漁船除く)	隻		—
火 葬 場	箇所		水 道	戸					
計	箇所		電 話	回線					
⑨ 商 工 被 害	商 業	件		電 気		戸			—
	工 業	件		その他		箇所			—
	そ の 他	件						—	
計	件							—	
⑩公立 文 教 施 設 被 害	小 学 校	箇所		計				—	
	中 学 校	箇所		被 害 総 額					
	高 校	箇所		火 災	建 物	件			
	その他文教施設	箇所		発 生	危 険 物	件			
計	箇所				そ の 他	件			
公共施設被害市町村数	団体				消防団員出動延人数	人			
り 災 世 帯 数	世帯								
り 災 者 数	人								
消防職員出動延人数	人								
災害対 策本部 の設置 状 況	道 (振興局)								
	市町村名	名 称					設置日時	廃止日時	
補足資料 (※別様で報告)									
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生場所</li> <li>○ 災害発生年月日</li> <li>○ 災害の種類概要</li> <li>○ 人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意</li> <li>○ 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報の発令状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>									

別表 4

被害状況判定基準

被害区分		判 定 基 準
① 人 的 被 害	死 者	<p>災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、町と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害により負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院・通院・自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害により負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院・通院・自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>

被害区分		判定基準
② 住 家 被 害	世帯	<p>生活を一にしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものは、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部損壊	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判定基準	
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>	
	④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流出とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に用する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
		農作物	<p>農作物が農地の流出、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
		農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	

被害区分		判定基準
④ 農業 被害	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための海岸保全施設等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 定 基 準
⑤ 土 木 被 害	漁 港	<p>漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	下水道	<p>下水道法に規定する公共下水道施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	公 園	<p>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑥ 水 産 被 害	漁 船	<p>動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。</p> <p>(1) 港内等における沈没は、引き揚げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。</p> <p>(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。</p>
	共同利用施設	<p>水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で、漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	その他施設	<p>上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	漁具(網)	<p>定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	水産製品	<p>加工品、その他の製品をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑦ 林 業 被 害	林 地	<p>新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	治山施設	<p>既設の治山施設等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判 定 基 準
⑦ 林業 被害	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	立木、素材、製材、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑩公立文教 施設被害		公立の小、中、高校、幼稚園等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育 施設被害		図書館、公民館、博物館等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉 施設等被害		高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	被害船舶 (漁船除く)	貨物船等の船舶で、船体が没し航行不能をなつたもの及び流出し所在が不明となつたもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 定 基 準
⑬ そ の 他	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
		上記項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 第2節 災害通信計画

災害時における必要な情報の収集、伝達等を迅速確実にを行うための通信方法等は、本計画の定めるところによる。

### 1 通信手段の確保等

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町及び道は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、町は、副通信系としての災害時情報伝達手段確保のため、広尾町防災行政無線の適切な維持管理を行うとともに、防災行政無線の運用上の重要施設が立地する大丸山山頂部への唯一の連絡道路である、幹線林道大丸山線の整備に努めるものとする。

災害時の防災関係機関相互の通信連絡については、NTT東日本㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

### 2 電話の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

#### 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

町における災害時優先電話の指定は、次のとおりである。

電話機設置場所	電話番号	電話機設置場所	電話番号
広尾町役場	2-2115	海洋博物館	2-5572
老人ホーム	2-2510	学校給食センター	2-2540
特別養護老人ホーム	2-2127	図書館	2-5645
国民健康保険病院	2-3113	下水終末処理場	2-3757
デイサービスセンター	2-4110	広尾町港湾課	2-2261

第5章 災害応急対策計画

勤労青少年ホーム	2-5061	広尾町建設水道課	2-2042
青少年研修センター	2-2603	広尾消防署	2-2730
健康管理センター	2-5122		

※ このほか、各保育所及び小・中学校の回線が指定されている。

3 副通信系の利用

有線電話（NTT回線網）の途絶時における連絡については、次の無線通信施設の管理者に協力を求め、通信を行う。

局 種	設置場所の名称	伝達先等
北海道総合行政情報ネットワーク	広尾町役場	北海道（総合振興局）及び各市町村
広尾町防災行政無線	広尾町役場	町内一円
警察無線	広尾警察署	釧路方面本部
海上保安無線	広尾海上保安署	釧路海上保安部
消防業務無線	とちち広域消防事務組合	とちち広域消防局各消防署
固定局	帯広開発建設部広尾道路事務所	帯広開発建設部

※ アマチュア無線の利用検討

広尾町防災行政無線移動無線局一覧

呼出番号	種別	配置場所	
ぼうさいひろお	90 基地局	統制台	広尾町役場2階無線室
		副統制台	企画課
	02	遠隔制御装置	建設水道課（車両係）
ぼうさいひろお101	携帯型	建設水道課	
ぼうさいひろお301	〃	企画課	
ぼうさいひろお302	〃	〃	
ぼうさいひろお303	〃	〃	

携帯型簡易無線機（登録局）の一覧

区 分	設置場所の名称	設 置 台 数
基 地 局	広 尾 町 役 場 企 画 課	車載型 20 台 携帯型 15 台
	広 尾 町 役 場 建 設 水 道 課	車載型 9 台 携帯型 5 台
簡易中継局	広尾町農村環境改善センター	

4 通信途絶時における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1 から 3 までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 台数

(ウ) 使用目的及び必要とする理由

(エ) 使用場所

- (オ) 借受期間
  - (カ) 引渡場所
  - ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
    - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
    - (イ) 希望エリア
    - (ウ) 使用目的
    - (エ) 希望する使用開始日時
    - (オ) 引渡場所及び返納場所
    - (カ) 借受希望日及び期間
  - エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
    - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
    - (イ) (ア)に係る申請の内容
- (3) 連絡先
- 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

## 第3節 災害広報・情報提供計画

町、道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

### 1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節によるほか、次によるものとする。

- (1) 総務班による現場の取材
- (2) 報道機関、関係機関、住民等の取材による写真、資料等の収集
- (3) その他、各部班の被害状況調査活動による収集

### 2 災害情報等の発表及び広報の方法

#### (1) 報道機関に対する情報の発表

ア 報道機関に対し、次の事項に関する情報を収集の都度発表する。

- (ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (イ) 災害発生の場所及び被害激甚地域
- (ウ) 被害調査及び発表の時限
- (エ) 被害状況
- (オ) 災害救助法適用の有無
- (カ) その他判明した被災地の情報
- (キ) 応急、恒久対策の状況
- (ク) 本部の設置または廃止

イ 災害時には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材に対して、情報、資料を提供し、協力するものとする。

#### (2) 町民に対する広報の方法、内容

ア 一般町民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら次の方法により行うものとする。

- (ア) 防災行政無線の利用
- (イ) コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞、インターネット等の利用
- (ウ) 広報車及び放送設備を有する車両の利用
- (エ) 広報紙、チラシ類の利用
- (オ) 一般加入電話の利用
- (カ) SNS（LINE等）の利用

イ 広報事項は次のとおりとする。

- (ア) 災害に関する情報及び関係機関、町民に対する注意事項
- (イ) 災害応急、恒久対策とその状況
- (ウ) 災害復旧対策とその状況
- (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要な事項

ウ 町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における町民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(3) 北海道等に対する広報

道、指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対して災害情報を提供し、災害実態の周知に努める。

3 被災者相談所の開設

被災町民の便に供するため、災害の規模等に応じ、適宜関係機関と協議、連携して相談所を開設し、援助協力するものとする。

災害情報提供先機関一覧

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
<b>【北海道十勝総合振興局】</b>			
地域創生部地域政策課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023	26-3103
帯広建設管理部大樹出張所	大樹町鏡町	6-3141	6-3143
保健環境部広尾地域保健支所	広尾町公園通南4丁目	2-2191	2-3253
十勝農業改良普及センター	大樹町下大樹	6-2055	6-4196
十勝南部支所			
十勝地区水産技術普及指導所	広尾町東1条11丁目	2-2061	2-5891
森林室 大樹事務所	大樹町下大樹	6-3064	6-3266
<b>【指定地方行政機関】</b>			
帯広開発建設部広尾道路事務所	広尾町並木通東2丁目	2-3148	2-3201
釧路開発建設部釧路港湾事務所	釧路市西港1丁目	0154-51-4381	0154-52-6237
十勝西部森林管理署広尾森林事務所	広尾町並木通東2丁目	2-3141	2-3144
広尾海上保安署	広尾町並木通東1丁目	2-0118	9-2141
釧路海上保安部	釧路市南浜町	0154-23-3283	32-2580
北海道農政事務所帯広地域拠点	帯広市西6条南7丁目	0155-24-2401	28-2428
釧路地方气象台	釧路市幸町10丁目	0154-31-5146	32-0682

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
【北海道警察】 広尾警察署	広尾町並木通東1丁目	2-0110	2-6673
【消防】 とかち広域消防事務組合広尾消防署	広尾町並木通東4丁目	2-2730	2-3937
【指定公共機関】 N T T 東日本(株)北海道事業部 (委託機関～N T T 東日本(株) ー北海道 北海道東支店) 日本通運(株) E a s t カンパ ニーロジスティクス第六部 十勝港物流事業所 北海道電力ネットワーク(株) 帯広支店大樹ネットワークセンター 日本郵便(株)広尾郵便局	帯広市東3条南12丁目 (連絡先所在地) 広尾町会所前4丁目 大樹町2条通 広尾町本通13丁目	0155-23-8921 (ビジネス企画担当) 2-3115 6-2005 2-2320	28-2145 2-4893 6-4403 2-5310
【公共的団体及び 防災上重要な施設の管理者】 広尾漁業協同組合 広尾町農業協同組合 十勝農業共済組合南部事務所 広尾町森林組合 広尾町商工会 十勝バス(株)広尾営業所 日高信用金庫広尾支店 帯広信用金庫広尾支店 広尾建設業協会(拓殖工業株) 一般病院、診療所 危険物関係施設管理者	広尾町会所前2丁目 広尾町字紋別19線 大樹町下大樹 広尾町西2条6丁目 広尾町本通5丁目 広尾町白樺通北1丁目 広尾町本通8丁目 広尾町西2条6丁目 広尾町公園通北2丁目 (第5章第11節5) (第9章第4節3)	2-3131 5-2121 6-2141 2-2055 2-3101 2-5184 2-3161 2-3903 2-5900	2-3536 5-2125 6-2034 2-6100 2-3103 2-4814 2-5710 2-4582

#### 4 安否情報の提供

##### (1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日、性別及び照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保

除証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を  
求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときな  
ど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認めら  
れる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
①	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが 事実上婚姻関係と同様の事情にある者その 他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷又は疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に 必要と認められる情報
②	・被災者の親族（①に掲げる者を除く。） ・被災者の職場関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
③	・被災者の知人その他被災者の 安否情報を必要とすることが 相当であると認められる者	・被災者について保有している 安否情報の有無

エ 町又は道は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の  
場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安  
否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとし  
る。

(2) 安否情報を回答するに当たっての町又は道の対応

町及び道は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消  
防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼ  
さない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その  
他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的  
のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警  
察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐  
れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当  
該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

### 1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

#### (1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

#### (2) 水防管理者（水防法第29条）

ア 水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（十勝総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、知事（十勝総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難場所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第16節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(4) 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官又は海上保安官は、1のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(5) 消防職員、消防団員（消防法第28条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、その区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りを禁止もしくは制限することができる。

また、津波警報が発表されたときは直ちに初期活動を開始し、危害を受けるおそれのある者に対し、避難指示等の発令を周知徹底するものとする。

(6) 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

## 2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

### (1) 連絡

町、道（十勝総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、第一管区海上保安本部（海上保安部署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

### (2) 助言

#### ア 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している帯広測候所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

#### イ 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域や判断時期、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

### (3) 協力、援助

#### ア 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ 広尾海上保安署

避難の指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にしたとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、インターネット、サイレン、広報車両等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

避難情報の発令基準及び住民に求める行動

<b>【警戒レベル3】 高齢者等避難</b>	
<b>発令時の状況</b>	<p>災害が発生するおそれがあり、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。</p> <p>避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p>
<b>判断基準</b>	<p>① 地震等による火災が発生したとき</p> <p>② 警戒レベル3相当の防災気象情報（大雨・洪水警報）のいずれかが発表され、かつ、危険度分布（土砂・浸水・洪水）のいずれかが「警戒（赤）」となったとき</p> <p>③ 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき</p> <p>④ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）</p>
<b>住民に求める行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・ 上記以外の者も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせや避難準備（非常用持出品の用意等）、自主避難を開始する。</li> </ul>

<b>【警戒レベル4】 避難指示</b>	
<b>発令時の状況</b>	<p>災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。</p> <p>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p>
<b>判断基準</b>	<p>① 津波警報又は大津波警報が発表されたとき</p> <p>② 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があるると判断される地震の揺れ方を覚知し、避難を要すると判断されたとき</p>

<b>【警戒レベル4】 避難指示</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき</li> <li>④ 警戒レベル4相当の防災気象情報（土砂災害警戒情報・高潮警報・高潮特別警報）のいずれかが発表されたとき</li> <li>⑤ 危険度分布（土砂・浸水・洪水）のいずれかが「危険（紫）」以上となったとき</li> <li>⑥ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき</li> <li>⑦ 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき</li> <li>⑧ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等の影響により、立退き避難が困難となることが予想されるとき</li> </ul>
<b>住民に求める行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>

<b>【警戒レベル5】 緊急安全確保</b>	
<b>発令時の状況</b>	<p>災害が発生又は切迫しており、居住者等が身の安全を確保するために緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないことから、必ず発令される情報ではない。</p>
<b>判断基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大雨特別警報（浸水害・土砂災害）が発表されたとき</li> <li>② 津波、火災、洪水、土砂災害、なだれ等による災害の危険が目前に切迫又はすでにこれらの災害が発生していると判断されるとき</li> </ul>
<b>住民に求める行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>※ 災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

#### 4 避難指示要領

##### (1) 指示要領

- ア 伝達事項 (ア) 避難先 (イ) 避難経路 (ウ) 避難指示の理由
- イ 注意事項 (ア) 戸締り
  - (イ) 火の始末 (ガス・灯油の元栓を閉める)
  - (ウ) 漏電の防止措置 (電気のブレーカーを切る)
  - (エ) 持出品は、食料、飲料水、タオル、ラジオ、着替、救急薬品、懐中電灯、携帯電話充電器等限られたもの
  - (オ) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等

#### 5 避難方法

##### (1) 避難誘導

ア 避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、海上保安官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町職員、消防職・団員、警察官、海上保安官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

イ 各町内会長及び班長は、誘導員として町内会区域内の住民を安全確実に避難させるものとする。

##### (2) 移送の方法

避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町は、防災関係機関や自主防災組織などの民間団体と連携し、移送する。

#### 6 避難行動要支援者の避難行動支援

##### (1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時か

ら避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 避難場所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

## 7 避難路及び避難場所等の安全確保

町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

## 8 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町が予め作成し

た避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難場所の供与、避難場所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難場所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難場所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 9 避難場所

避難場所は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための避難所、さらに一般の避難場所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のための福祉避難所に区分し、災害の種別、規模、避難人数その他の状況を判断し、あらかじめ定めている施設から指定するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

### (1) 緊急避難場所一覧

地震による津波の襲来が予想される場合、震災等により火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、あるいはこれに準じた事態（有害物の流出拡散など）が発生した場合、地域住民が緊急的に避難するための場所とする。

また、航行中の船舶は水深100m以上の海域に避難するものとする。

#### [地区別緊急避難場所一覧]

地区名	名称	所在地
音調津	道道音調津陣屋線駐車帯付近	広尾町字音調津225番地先
	音調津避難施設前 (スキー場跡地)	広尾町字音調津153番地1
桜(美幌地区)	美幌地区高台	広尾町字美幌基線4-5地先
桜(フンベ地区)	フンベ地区高台	広尾町字茂寄南5-12-1地先
山フンベ	山フンベ集会所	広尾町字茂寄南5線7番地
中広尾	役場車両センター	広尾町陣屋70番地
上浜・会所・防人・緑町・朝日・5丁目・漁港区	旧広尾保育所グラウンド	西1条5丁目2番地

地区名	名 称	所在地
入舟町・11丁目	老人福祉センター駐車場	東1条11丁目18番地
6～8丁目	役場コミセン駐車場	広尾町西3条7丁目
9～10丁目	旧広尾小学校グラウンド	広尾町西4条9丁目
	老人福祉センター駐車場	東1条11丁目18番地
南ふ頭・第2ふ頭	第2ふ頭避難階段空き地	並木通東1丁目40番地
	老人福祉センター駐車場	東1条11丁目18番地
12～13丁目・北樺・駅前	広尾高校グラウンド	広尾町並木通東1丁目
こぶしが丘・栄町・つつじが丘	広尾小学校グラウンド	広尾町公園通南4丁目
公園・並木町・錦町・錦通	青少年研修センター前	広尾町公園通北2丁目
第3ふ頭・第4ふ頭	十勝港展望台駐車場	並木通東3丁目57番地
丸山5丁目・桜が丘・丸山南7丁目・茂寄	コミュニティグリーンパーク	広尾町白樺通南1丁目
新生・野塚市街・野塚	旧野塚小学校グラウンド	広尾町野塚9線40
豊似市街・紋別・東豊似	豊似小学校グラウンド	広尾町紋別18線50
	農村環境改善センター前	広尾町紋別19線51

(2) 避難所一覧

津波等による家屋の浸水、流出あるいは大火災などにより住居を喪失し、またはそのおそれがある場合に避難者を収容するための施設であり、容易に給食、物資を搬送することができる場所とし、各地域の第一次避難所のうち収容可能人員の多い施設から必要に応じて開設する。

第一次避難所が被災し、または被災するおそれがある場合及び避難者を収容しきれない場合には、第二次避難所の中から適当な施設を選定し、避難所として開設する。

避難所においては、炊事場・トイレ等の清掃・消毒、空気の清浄化（換気、喫煙場

所の指定)、ゴミの適切な処理等、清潔な生活環境の確保に努めるとともに、避難所生活が長期間にわたる場合には、仮設トイレの設置、入浴施設の確保、避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

[第一次避難所一覧]

番号	名称	住所	電話番号	収容可能人員	災害種別			備考
					津波	土砂災害	洪水	
1	音調津総合センター	字音調津117	2-5533	45	×	○	○	
2	音調津避難施設	字音調津153-1	-	40	○	×	×	
3	広尾町葬斎場	字茂寄南1号18-2	2-3292	15	○	○	○	旧耐震基準
4	山ブンベ集会所	茂寄南5線7	-	5	○	○	○	旧耐震基準
5	東地区集会所 (たんぼぼ会館)	西1条1丁目2	-	20	○	×	○	
6	広尾町商工会館	本通5丁目	2-3101	20	○	○	○	
7	コミュニティセンター	西4条7丁目2	2-2111	45	○	○	○	
8	老人福祉センター	東1条11丁目12	2-6614	30	○	○	○	
9	広尾中学校	並木通東1丁目11	2-2089	250	○	○	○	
10	広尾高校	並木通東1丁目10	2-2198	150	○	○	○	
11	広尾小学校	公園通南4丁目9	2-2083	195	○	○	○	
12	青少年研修センター	公園通北2丁目51	2-2603	145	○	○	○	
13	ひろお保育園	公園通北2丁目51	2-2113	90	○	○	○	
14	旧野塚小学校	字野塚9線40	-	110	○	○	○	
15	野塚公民館	字野塚9線97	5-2240	25	○	○	○	
16	豊似小学校	字紋別18線50	5-2144	90	○	○	○	
17	農村環境改善センター	字紋別19線51	5-2104	75	○	○	○	

※備考欄の旧耐震基準は、昭和56年5月31日以前に建築確認で適用されていた基準の建物である場合に記載

※土砂災害は、崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。

第5章 災害応急対策計画

※災害種別にある記号は、各災害時における施設の使用可否を表す。

○：使用可 ×：使用不可

[第二次避難所一覧]

番号	名称	住所	電話番号	収容可能人員	災害種別			備考
					津波	土砂災害	洪水	
1	本通3丁目集会所	本通3丁目1	-	5	○	○	○	
2	児童福祉会館	東2条10丁目	2-2141	65	○	×	○	
3	広北児童館	丸山通北4丁目31	2-4285	15	○	○	○	
4	丸山3丁目集会所	丸山通南3丁目1	-	10	○	○	○	
5	丸山寿の家	丸山通南6丁目1	-	10	○	○	○	旧耐震基準
6	錦町寿の家	錦通南2丁目5	-	10	○	○	○	旧耐震基準
7	並木町寿の家	並木通東3丁目1	-	15	○	○	○	旧耐震基準
8	広尾町消防総合庁舎	並木通東4丁目	2-2730	35	○	○	○	
9	野塚寿の家	字野塚9線98	-	10	○	○	○	旧耐震基準
10	野塚農業センター	字野塚8線44	-	15	○	○	○	旧耐震基準
11	担い手会館	字野塚11線44	2-5321	15	○	○	○	
12	豊似保育所	字紋別19線51	5-2160	15	○	○	○	
13	豊似寿の家	字紋別19線42	-	10	○	○	○	旧耐震基準
14	東豊似農業センター	字紋別15線46	5-2541	15	○	○	○	旧耐震基準
15	紋別研修センター	字紋別20線110	-	5	○	○	○	

※備考欄の旧耐震基準は、昭和56年5月31日以前に建築確認で適用されていた基準の建物である場合に記載

※土砂災害は、崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。

※災害種別にある記号は、各災害時における施設の使用可否を表す。

○：使用可 ×：使用不可

[地区別避難所一覧]

地区名	第一次避難所	第二次避難所
音調津	音調津総合センター ※津波災害時使用不可 音調津避難施設 ※洪水・土砂災害時使用不可 広尾町葬斎場	本通3丁目集会所  児童福祉会館 ※土砂災害時使用不可
桜	広尾町葬斎場 東地区集会所 (たんぼぼ会館) ※土砂災害時使用不可 広尾町商工会館	
山フンベ	山フンベ集会所	
中広尾	コミュニティセンター	
上浜・入舟町・会所・防人・ 緑町・朝日・5～13丁目・ 駅前・北樺・漁港区・南ふ 頭・第2ふ頭	東地区集会所(たんぼぼ会館) 広尾町商工会館 コミュニティセンター 老人福祉センター 広尾中学校 広尾高校	
つつじが丘・栄町・こぶし が丘・丸山5丁目・桜が丘・ 丸山南7丁目・茂寄	広尾小学校	丸山3丁目集会所 広北児童館 丸山寿の家
並木町・公園・錦町・錦通・ 第3ふ頭・第4ふ頭	青少年研修センター ひろお保育園	消防総合庁舎 並木町寿の家 錦町寿の家
新生・野塚市街・野塚	旧野塚小学校 野塚公民館	野塚寿の家 野塚農業センター 担い手会館
豊似市街・紋別・東豊似	豊似小学校 農村環境改善センター	豊似保育所 豊似寿の家 東豊似農業センター 紋別研修センター

※上記の地区別対象避難所は目安であり、被災状況、施設の安全性及び収容可能人員等を考慮した上で開設する避難所を決定する。

(3) 福祉避難所一覧

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児など特段の配慮が必要な方の避難所として、あらかじめ指定している施設から状況に応じて開設する。

施設名	主な対象者	使用施設	所在地	収容可能面積 (㎡)	収容可能人数
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	高齢者 障がい者	多目的 ホール	公園通南4丁目	600㎡	100人
生活支援ハウス	高齢者	集会室	〃	65㎡	10人
デイサービスセンター	高齢者 障がい者	訓練室等	〃	175㎡	50人
健康管理センター	乳幼児 妊産婦 病弱者	検診室 和室	〃	153㎡	30人
多機能型事業所 「ゆうゆう舎」 (管理者：特定非営利活動法人の一まひろお)	障がい者	カフェ スペース	〃	35㎡	10人

(4) 民間施設の避難所利用

災害の規模等により第一次、第二次及び福祉避難所だけでは円滑な避難対応ができないと見込まれる場合は、民間事業者と施設の避難所利用に関する協定を締結している施設について、必要に応じて事業者に協力を依頼し、開設する。

[民間事業者と利用協定を締結している施設]

(令和8年1月13日現在)

施設名	所在地	主な対象者	管理者
広和堂ホールひより	並木通東1丁目2-11	避難者全般	有限会社広和堂
ホテル東陽館	西1条6丁目5	高齢者・障がい者 基礎疾患のある者	株式会社高橋工務店
ホテル大宝	並木通東3丁目1-9	妊産婦 乳幼児及びその保護者	下沢漁業有限会社

## 10 避難場所の開設

- (1) 町は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令にあわせて避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (2) 町は、避難所や福祉避難所だけでは施設が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- (3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- (4) 町は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページ等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (8) 連絡員の派遣

避難所を開設したときは直ちに連絡員を派遣し、避難者の保護、誘導、避難所の管理、災害対策本部との情報連絡、記録等の業務にあたらせる。また、連絡員は、各町内会長等の協力を得て、所在不明者等の把握を行い、本部に報告する。

(9) 避難場所開設の報告

避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう次の事項を十勝総合振興局に報告する。

- ア 開設の日時、場所、施設名
- イ 収容状況、人員
- ウ 炊き出しの状況
- エ 閉設時期の見込み

11 避難場所の運営管理等

(1) 町は、避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(2) 町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難場所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

(3) 町は、避難場所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

(4) 町は、避難場所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

- (5) 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難場所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難場所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 町は、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
- また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (7) 町は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営管理に努めるものとする。
- (8) 町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (9) 町は、やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物

資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

- (11) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、「災害発生時における民泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (12) 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
- また、安全対策や避難場所の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難場所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- (14) 町は、避難場所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- (15) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部署と福祉担当部署が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 町は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部署と福祉担当部署が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(18) 町は、言語、生活環境、防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の充実
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口の設置

## 12 避難路

津波等の特に緊急の避難を要する場合に備え、海岸地域においては定期的に避難道路の点検を行い、通行に支障のないよう必要な整備を行うものとする。

また、避難歩道（上浜）については、当該町内会において草刈り、除雪等の日常的な管理を行う。

## 13 広域避難

### (1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、避難所及び緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

### (2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

### (3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した

上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

町は、避難所及び緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

町及び道は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域避難についての被災者の意向の把握
- オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

## 14 広域一時滞在

大規模災害の発生により、被災住民について町内の避難場所だけでは収容することができない場合には、近隣の市町村に受入を要請するものとする。

## 15 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長（災害救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む）は、消防機関、警察署、海上保安署等の協力を得て救出を行うものとする。

(2) 他機関への救出の依頼

災害が甚大であり、本部のみで救出実施が困難な場合は、本章第6節により、自衛隊の派遣を依頼するものとする。

(3) 救出を必要とする者

- ア 火災の際、火中に取り残された場合
- イ 台風、地震等により、倒壊家屋等の下敷きになった場合
- ウ 津波、洪水等により、沖合に流された場合
- エ 水害の際、家屋とともに流され又は孤立地点に取り残された場合

- オ 山くずれ、地すべり等により生理めとなった場合
- カ 自動車、飛行機及び船舶等の大事故が発生した場合
- キ その他、自力で危機を脱することが困難な状況にある場合

(4) 救出の方法

被災者の救出方法は、警察及び海上保安署等関係機関と密接な連絡をとり、相互に協力して救出にあたるものとする。

(5) 移送の方法

自力で避難できない者又は避難途中で危険がある場合、或いは病院の入院患者等については、車両、舟艇を利用して行う。

## 第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び知事等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (2) 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官及び海上保安官
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

### 2 町の応急措置

- (1) 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防ぎよ又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

### 3 警戒区域の設定

- (1) 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

(3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

(4) 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

ア 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

## 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

### 1 派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

指定部隊長	担当部課	所在地	電 話
第5旅団長	第3部総括班	帯広市 南町南7線31番地	0155-48-5121 内2231（当直2300）

### 2 派遣要請手続

町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（十勝総合振興局長）に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の区域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の情况及び派遣を必要とする事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

また、町長は、人命の緊急救助に関し、知事（十勝総合振興局長）に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（十勝総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに知事（十勝総合振興局長）に連絡し、上記の手続きを行うものとする。

### 3 派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 十勝総合振興局長より派遣の通知を受けたときは、次の措置を行う。

- ア 町長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたる。
- イ 担当部班（施設対策部土木班）は、受入れのため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をするものとする。
  - (ア) 応援を求める作業の内容
  - (イ) 所要人員
  - (ウ) 器材等の確保
  - (エ) 派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備
  - (オ) 派遣部隊の滞留場所

(2) 派遣部隊到着後の措置

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。
- イ 町長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて次の事項を十勝総合振興局長に報告するものとする。
  - (ア) 派遣部隊の長の官職、氏名
  - (イ) 隊員数
  - (ウ) 到着日時
  - (エ) 従事している作業内容及び進捗状況
  - (オ) その他参考となる事項

### 4 撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって十勝総合振興局に撤収要請を依頼するものとする。

ただし、文書による依頼に日時を要するときは、口頭または電話等により依頼し、その後文書を提出するものとする。

### 5 依頼（通報）先

(1) 十勝総合振興局（帯広市東3条南3丁目）

事務取扱：地域創生部 地域政策課 0155-26-9023

- (2) 陸上自衛隊第5旅団（緊急やむを得ない場合）  
直通 0155-48-5121（内線：2231 当直：2300）

様式 1

広 発  
年 月 日

十勝総合振興局長 様

広尾町長 印

災害派遣要請の依頼について

このことについて、次のとおり派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(担当課)

様式 2

広 発  
年 月 日

十勝総合振興局長 様

広尾町長 印

災害派遣の撤収要請の依頼について

年 月 日付け（広発）で依頼しました災害派遣要請について、次の日時をもって撤収要請を依頼します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

(担当課)

## 第7節 海難予防及び救助計画

### 1 海難防止推進機関及び救助実施機関

#### (1) 海難防止推進機関

海上保安庁、北海道、北海道警察、広尾町、広尾漁業協同組合

#### (2) 救助実施機関

広尾海上保安署、広尾町、広尾漁業協同組合、広尾救難所

### 2 海難防止対策

#### (1) 海事関係法令等の違反防止

海事関係法令違反は、直接海難に結び付く場合が多いので、海技従事有資格者及び無線従事有資格者の乗船、救命作業衣の着用、救命器具等設備の確認に留意するとともに、随時実地検査等を行い、船主及び船長等関係者に対し適切な指導を行う。

#### (2) 気象情報の常時把握

船主及び船長等に対し、気象情報の常時把握と荒天時の早期避難等を強力に指導する。

また、広尾漁業協同組合は、組合員に対する迅速な伝達組織の確立に努める。

#### (3) 海難防止の指導

法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、十勝地区漁船海難防止連絡協議会その他海難防止関係団体等とともに、船主及び乗組員に対し、船体、機関、救命設備の整備等について指導する。

### 3 救助対策

#### (1) 広尾海上保安署

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助。

イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の監督。

#### (2) 広尾警察署

警察官は、救護の業務について町長を助け、町長が不在の場合は、町長に代わってその職務を行う。

(3) 広尾町

ア 遭難船舶を認知したときは、海上保安署及び警察署に連絡するとともに、本計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、町民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(4) 広尾漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡にあたる。

(5) 広尾救難所

広尾海上保安署長から要請があった場合又は自ら海難を認知した場合は、人命もしくは船舶を救助する。

## 第8節 広域応援・受援計画

### 1 実施責任

#### (1) 広尾町

ア 大規模災害等が発生し、広尾町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

イ 町長は、他の市町村の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入れ体制を確立しておく。

#### (2) 広尾消防署

第4章第10節「消防計画」に定めるところによる。

## 第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

### 1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによるものとする。

### 2 緊急運航の要請

町長は、災害時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運行の要請をするものとする。

- (1) 災害が隣接する町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等で災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

### 3 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要事項

### 4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

電話 011-782-3233 FAX 011-782-3234

総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897, 898

## 5 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、統括管理者（北海道総務危機管理監）に報告するものとする。

## 6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

### (1) 災害応急対応策活動

- ア 被害状況の調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

### (2) 救急活動・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

### (3) 火災防ぎょ活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

### (4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

## 7 救急患者の緊急搬送手続等

### (1) 応援要請

町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために北海道消防防災ヘリコプター（以下、この項において「消防防災ヘリ」という。）の運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

### (2) 緊急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等からの緊急患者の緊急搬送のためにヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危険対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域創生部地域政策課）及び広尾警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより 救急患者の緊急搬送情報伝票を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

(3) 空中輸送

陸上輸送が途絶し、緊急に輸送（傷病者等の搬送等）の必要が生じたときは、道防災航空室にヘリコプターによる空中輸送を要請するものとする。また、その後の状況により、自衛隊の派遣を依頼（総合振興局経由）する。

8 ヘリコプター受入要領

- (1) 着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、円内に [H] の標示をする。
- (2) 高さ3～5mのポールに吹流し又は旗布をつけて、着陸帯附近（着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による風の影響の少ない場所）に設置する。
- (3) 地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。

臨時ヘリポート

施設名	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	管理者及び電話
広尾中学校グラウンド	並木通東1丁目	16,000	中学校長 2-2089 (自宅) 2-2088
旧音調津小学校グラウンド	音調津市街	8,000	町長 2-2111
旧野塚小学校グラウンド	野塚市街	10,400	町長 2-2111
旧豊似中学校グラウンド	豊似市街	19,040	町長 2-2111
町営丸山球場	茂寄（丸山公園内）	14,000	教育長 2-0186

## 第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 1 実施責任

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 2 救助救出活動

#### (1) 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

#### (2) 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助救出を実施する。

また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。

## 第 1 1 節 医療救護及び助産計画

### 1 実施責任者

応急医療の実施責任者は町長（担当：医療対策部）とする。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行うとともに、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

### 2 医療救護活動の実施

(1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めるときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

(2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

### 3 医療及び助産の対象者並びにその措置

#### (1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者、及び分娩者で災害により助産の途を失った者とする。

#### (2) 対象者の把握

対象者の把握は所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に報告するものとする。

報告を受けた本部長は直ちに救護に関し、医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救護搬送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示するものとする。

### 4 広尾町国民健康保険病院の責務

#### (1) 医療班の編成

医療対策部は、医療班を編成する。医療班は、広尾町国民健康保険病院の医師、看護師で編成し、同病院を基幹として災害の実態に応じ町内及び町外の他の医療機関に協力を求め、医療及び助産を実施する。

医療班は、原則として道又は町が設置する救護所において次の医療救護活動を実施する。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ 助産援護

オ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

カ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

(2) 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生器材は、医療対策部医療班常備のほか、原則として町内の薬局から調達するものとするが、災害の状況により町内で確保できない場合は、知事及び近隣市町村長に調達を要請する。

(3) 医療の応援要請

町長は、集団事故が発生した場合など町内の医療機関では対策が困難と認める場合は、町外の医療機関及び十勝医師会に協力を要請するとともに、場合によっては知事に対し協力を要請するものとする。

また、必要に応じ道に対し災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

(4) 患者の移送

町長は、緊急に移送を必要とする患者が発生し、陸路による患者の移送が困難な場合は、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）或いは北海道消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

また、状況に応じて自衛隊、北海道警察、海上移送を行う必要がある場合は、海上保安署に協力を要請するほか、ドクターヘリの出動を要請するものとする。

## 5 医療及び助産の施設

### (1) 町内の医療施設

(令和8年1月13日現在)

名称	所在地	電話	診療科目											病床数	医師数 (歯科医師)	看護師数	備考		
			内科	外科	整形外科	小児科	耳鼻咽喉科	消化器内科	循環器内科	脳神経外科	皮膚科	精神科	リハビリ科					歯科	
国民健康保険病院	公園通南4丁目	2-3111	○	○	○		○	○	○	○			○	○		48	4	25	
クリニック つつみ	西1条7丁目	2-0223	○	○				○									1		
広尾中央歯科クリニック	並木通西1丁目	2-6511												○			(1)		
なかの歯科医院	本通11丁目	2-4228												○			(1)		

### (2) 協力要請医療機関

市町村	医療機関名	所在地	電話	備考
帯広市	帯広厚生病院 (北海道地域防災計画災害拠点病院)	帯広市西14条南10丁目1	0155-65-0101	内(循、呼、消、血、脳)、小、外、整、形成、脳、心臓、産婦、皮、泌、耳鼻、眼、精神、放射線、麻酔、総合、緩和
大樹町	大樹町立国民健康保険病院	大樹町暁町6	6-3111	内、外、整、眼、泌、皮、耳鼻
芽室町	公立芽室病院 (全国自治体病院協議会大規模災害十勝ブロック拠点病院)	芽室町東4条3丁目5	0155-62-2811	内、小、外、整、眼、耳鼻、リハビリ、放射線、人工透析
釧路市	市立釧路総合病院(全国自治体病院協議会大規模災害道東地域拠点病院)	釧路市春湖台1-12	0154-41-6121	内(消、血、呼)、小、外、心臓、整、脳、皮、泌、産婦、耳鼻、眼、精神、麻酔、放射線、歯、リハビリ
	(社)十勝医師会	帯広市西5条南2丁目11	0155-28-2898	

## 第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

被災地の防疫は、町長（厚生対策部衛生班）が知事の指導、指示に基づき実施するものとする。

ただし、災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能または困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

### 2 防疫班の編成

被災地の防疫活動を迅速、的確に実施するために、災害対策本部厚生対策部衛生班と保健班から防疫班を編成し、関連機関と連携を保ち感染症の予防や食品衛生関係法令に基づく緊急措置を行うものとする。

### 3 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生动向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

### 4 避難場所等の防疫指導

町長は、避難場所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

#### (1) 健康調査等

避難場所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

#### (2) 清潔方法、消毒方法等の実施

十勝総合振興局長の指導のもと、避難場所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

#### (3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底

させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

**5 防疫の処置**

町長は、次の事項について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 感染症の病原体に汚染された物件に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (4) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (5) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項）

**6 防疫の種別と方法**

(1) 消毒方法

知事の指示があったときは、薬剤の必要量を確保し、速やかに実施するものとする。  
 なお、知事の指示がない場合でも町長が必要と認めた場合は、上記に準じて実施するものとする。

ア 浸水家屋、側溝、その他不潔な場所の消毒は、クレゾールまたは石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫剤や乳剤を散布する。

イ 避難所のトイレ、その他の不潔な場所の消毒は、クレゾール、オルソ剤等を用い実施する。

ウ 被災世帯における家屋等の消毒は、汚染された台所、炊事場などを中心にクレゾール水等で拭浄し、食器棚は逆性石鹼を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。トイレはクレゾール水をもって拭浄するか散布し、便池は仮性石灰末、石灰乳を投入攪拌する。

(2) 感染症患者に対する措置

感染症患者が発生したとき、又は病原体保有者が発生した場合は、速やかに入院又は健康診断の措置をとるものとする。

既設の施設に収容することが困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部と協議し、臨時施設を設けて収容するものとする。

(3) 臨時予防接種

町長は、予防接種法第6条第1項に基づき、知事の指示を受けて、感染症の発生を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

7 防疫資機材の調達

災害時において、町が保有する防疫用資機材等が不足した場合においては、十勝総合振興局保健環境部及び近隣市町村より借用するものとする。

8 家畜の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生するウイルスにより汚染され感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

また、家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合南部事業所、広尾町家畜自衛防疫協議会等と協力し実施するものとする。なお、具体的な対策は、十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

## 第13節 清掃計画

### 1 実施責任者

#### (1) ゴミ及びし尿

被災地における清掃は町長（担当：厚生対策部衛生班）が実施するものとする。ただし、町のみで処理することが困難である場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施するものとする。

#### (2) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊等）

死亡獣畜の処理は所有者が行う。ただし、所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは町長（担当：産業対策部農林班）が実施する。

### 2 清掃の方法

#### (1) ゴミの収集処理

ア 食物の残廃物等、伝染病の源となる汚物から優先的に収集するものとする。

イ 災害の状況により、本町清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動を要請し、被災地のゴミの収集に万全を期すものとする。また、本町の施設の処理能力を超えた廃棄物が発生した場合は、近隣市町村及び道に対し応援の要請を行う。

#### (2) し尿の収集処理

し尿処理施設での処理を原則とするが、施設の被災等により処理を行うことが困難な場合は、近隣市町村に対し応援の要請を行う。

#### (3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、十勝総合振興局保健福祉部の指導を受けて、次の方法で処理する。

ア 移動できるものは、適当な場所に集中して処理する。

イ 移動し難いものは、その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。

ウ 埋没する場合は1 m以上の覆土をするものとする。

## 第14節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察等が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害時における警察の任務

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

### 2 災害時における警備体制の確立

北海道警察釧路方面本部長の発令、又は広尾警察署長が管内の情勢に応じて必要と認めるときは、次に掲げる必要な警備体制をとるものとする。

#### (1) 警備体制の種類

##### ア 準備体制

気象情報等により災害の発生が予想され、かつ相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。

##### イ 警戒体制

管内に暴風、暴風雪、大雨、洪水、火災等の警報が発せられ、災害による被害の発生が予想される場合は警戒体制をとる。

##### ウ 非常体制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、非常体制をとる。

#### (2) 災害警備本部

非常体制が発令された場合、又は警察署長が自ら非常体制をとった場合には、直ちに災害警備本部を設置するものとする。

また、警戒体制が発令された場合、又は警察署長が自ら警戒体制をとった場合には、予想される災害の規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとする。

#### (3) 警備体制の解除

方面本部長又は警察署長は、気象状況の変化、又は洪水、浸水等による危険状態に応じ、あるいは発生した災害について応急の措置が完了した場合には、その事態に応じ逐次警戒体制の切替、又は解除を発令するものとする。

### 3 災害警備

#### (1) 準備体制下における活動

- ア 気象情報その他の災害に関する情報の収集及び伝達
- イ 実施計画の作成

#### (2) 警戒体制下における活動

- ア 災害警備本部の設置
- イ 警備員の召集及び部隊編成
- ウ 警備部隊の事前配置
- エ 避難の指示又は警告及び避難者の誘導

#### (3) 非常体制下における活動

- ア 初期活動
  - (ア) 人命救助
  - (イ) 交通規制
  - (ウ) 被害状況の調査及び報告
  - (エ) 広報
- イ その後の活動
  - (ア) 遺体の検視
  - (イ) 危険物の取締まり
  - (ウ) 他機関の行う救助活動及び防ぎょ活動に関する協力

### 4 災害時等における広尾警察署の代替庁舎

災害等により、広尾警察署庁舎の機能に著しい障害が生じた場合、又は他市町村で発生した災害等に対応するため、警察活動の拠点等が必要な場合は、町と広尾警察署で締結した「災害等発生時における施設利用に関する協定」に基づき、以下施設を代替施設として使用する。

[広尾警察署庁舎代替施設]

施設名	住所	備考
丸山3丁目集会所	丸山通南3丁目1番地2	建物及びその敷地を使用

### 5 緊急通行車両の交通確保

町長は、基本法第76条の規定に基づき、道公安委員会が災害応急対策を行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部（班）において使用する車両につき知事（十勝総合振興局）あるいは所轄警察署を通じ道公安委員会から標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け輸送にあたるものとする。



- (1) 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- (2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- (3) 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (輸送人員又は品名)			
使用 者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 径 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

※ 用紙は日本産業規格A5とする。

## 第15節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

### 1 情報の収集と伝達

町は、町内の道路状況を確実に把握するため警察署、道路管理者等と緊密な連絡をとり情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を認知したときは関係機関に通報する。

### 2 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

### 3 道路の交通規制

#### (1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

#### 4 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

#### 5 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 知事（十勝総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（十勝総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

(ア) 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

(イ) 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記(ア)に定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

(ア) 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- b 医薬品・医療機関・医療用資機材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

(4) 放置車両対策

ア 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の

移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

## 6 主要交通道路の整備促進

町は、本町地域内の国道、道道、町道が地震・津波による災害などにより通行不能となり、緊急物資等の輸送や災害復旧に多大な支障が生じることなど想定し、次の主要な交通道路の整備について関係機関との調整を図るものとする。

- (1) 高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」
- (2) 道道「音調津陣屋線（茂寄地区）」

## 7 災害時における交通規制等に関する事項

- (1) 警察官は、その管轄区域内の道路が災害による決壊等で危険な状態が発生し、又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の交通を禁止し、制限するものとする。
- (2) 警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の交通を禁止し、制限するものとする。
- (3) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることができる。  
また、消防吏員は、警察官がその場合にいない場合においては、同様の措置をとることができる。

## 8 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施できるよう、道路橋梁等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、町長は知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

## 第16節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における緊急輸送の確保は、町長（担当：施設対策部）が行う。ただし、困難な場合は、災害応急対策を実施する機関の長の協力を得るものとする。

### 2 輸送の範囲

災害時における緊急輸送の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のための必要な人員、器材の輸送
- (4) 飲料水の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害対策本部が行う輸送

### 3 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を勘案し、次の各輸送のうち、迅速、確実で最も適当な方法によるものとする。

#### (1) 陸上輸送

道路交通が確保されている場合の陸上輸送は、第1次的には町有車両をもって行うものとし、災害の規模に応じ他の機関に要請し、または民間車両の借上げにより輸送を行うものとする。

また、必要に応じ、帯広運輸支局を通じ、十勝地区トラック協会に対し緊急輸送の応援要請を行う。

帯広運輸支局（総務企画輸送・監査担当）	0155-33-3281
十勝地区トラック協会（対策室）	0155-36-8575

※ 十勝港の耐震強化岸壁と背後地を連絡する臨港道路を緊急物資等の輸送路とする。

町有車両等の状況

(令和元年10月1日現在)

種 別	台 数	輸送能力	種 別	台 数	輸送能力	種 別	台 数	輸送能力
トラック	7	10.8t×2台 10.7t×1台 2t×4台	バス	6	57人×1台 41人×2台 35人×1台 29人×2台	ワゴン車	10	14人×2台 10人×2台 8人×4台 7人×1台 6人×1台
						普通貨物車	6	6人×1台 5人×3台 3人×1台 2人×1台
						軽トラック	3	2人×3台
バン	18	5人×18台				軽バン	1	4人×1台
乗用車	6	5人×6台				軽乗用車	6	4人×6台

(2) 海上輸送

車両等による陸上輸送が困難な場合は、船舶による海上輸送を行うこととし、その要請等については、次のとおりとする。

要 請 先 機 関	窓 口	電 話
釧路海上保安部	広尾海上保安署	01558-2-0118
漁業協同組合	広尾漁業協同組合	01558-2-3131
海上自衛隊大湊地方隊	十勝総合振興局（地域政策課）	0155-26-9023
	陸上自衛隊第5旅団（緊急時）	0155-48-5121（2234・2238）
	海上自衛隊大湊直通（情報連絡）	0175-24-2275
釧路開発建設部	釧路港湾事務所（所長）	0154-51-4381

※ 十勝港における耐震強化岸壁（特定）は次のとおりである。

第3埠頭第6岸壁（水深 -5.5m、延長 90m 最大対象船舶 2,000DWT）

岸壁背後の荷さばき地についても（特定）が確保されている。（0.5ha）

（特定とは、レベル2地震動（震度6強～7）に対しての性能を満たしている岸壁等）

※ 十勝港第3ふ頭緑地（1.1ha）は、震災時の一時的な避難地（ただし、津波の危険が

ない場合のみ) とする。また、緊急物資の仕分け・一時保管場所・駐車場等とする。

## 第17節 食料供給計画

### 1 実施責任者

町長（担当：厚生対策部）が、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。

ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

また、配給の際は、避難行動要支援者に対し配慮するものとする。

### 2 炊出し計画

#### (1) 炊出しの対象者

- ア 避難場所に収容された者
- イ 住家が被災して炊事のできない者
- ウ 被災して縁故先に避難した者のうち、食事のできない状態にある者
- エ 災害時において応急作業に従事している者

#### (2) 炊出しの方法

炊出しは、各団体女性部、町内会、青年団体等の協力を得て、学校給食センター（センターのみで対応できない場合は、児童福祉会館、公民館、集会所等の公共施設）を利用して実施する。これらの施設が被災等で使用不能の場合は、仕出業者、飲食店又は旅館を利用するものとする。また、炊出しに当たっては、衛生保持、残廃物の衛生的処理等について、指導徹底するものとする。さらに、乳幼児を対象に、粉ミルク、牛乳等を確保し給与するものとする。

#### (3) 食料の配布

- ア 被災者に対する給食は、原則として避難場所において実施する。
- イ 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄の避難場所において配布する。
- ウ 食料の配布については、町内会長の協力を得て、公平かつ円滑に実施するものとする。

#### (4) 炊出しの期間

炊出しの実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害期間が長期にわたるときは、この期間を延期することができる。

#### (5) 炊出しの費用

炊出しのための費用については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

### 3 食料備蓄計画

災害発生直後、炊き出し等の食料供給体制が整うまでの応急的な対応策として、非常食料の備蓄を行うものとする。備蓄は、個人備蓄と行政による備蓄とする。

#### (1) 個人備蓄

ア 各個人（世帯）においては、非常時に備え、3日分の食料の備蓄を奨励するものとする。

イ 町は、個人における備蓄の必要性、備蓄すべき食料の種類、量、保管方法等の必要な情報について、機会あるごとに広報等を通じて周知し、住民の意識の高揚を図るよう努めるものとする。

#### (2) 行政による備蓄

ア 非常食料は、主要避難場所等に分散して備蓄するものとする。

イ 備蓄する食料は、調理することなしに食用できるもので、常温で長期保存が可能なものとし、品質保証期限内に更新するものとする。

ウ 広尾町災害時備蓄計画「3 備蓄品目と目標数量」に基づき備蓄し、必要に応じ見直しを行うものとする。

### 4 主要食料、副食、調味料等の調達

町内における主要食料、副食、調味料等の主な調達先は、次のとおりである。町内において調達が困難な場合は振興局長を通じ知事に要請するものとする。

#### (1) 米穀販売業者

(令和8年1月13日現在)

店 舗 名	住 所	電 話	備 考
松 波 商 店	本通5丁目	2-3108	
勝 見 商 店	本通8丁目	2-3175	
山 畑 商 店	本通12丁目	2-2145	
(有) ヒ カ リ ヤ	本通8丁目	2-4085	
広尾漁業協同組合業務部購買課	会所前3丁目	2-2184	
桜 井 商 店	並木通東3丁目	2-3371	Aコーププラット
フクハラるるマート店	丸山通北2丁目	2-4585	
セイコーマートたちばな	丸山通北1丁目	2-6415	
セブンイレブン本通店	本通13丁目	2-2075	

第5章 災害応急対策計画

セブンイレブン並木通店	並木通西2丁目	2-0711	
ローソン広尾サンタランド 入口店	並木通西1丁目	8-7008	
本庄水産	豊似	5-2101	Aコープサンタ村

※ 精米10kgで、概ね25人日分の主食を賄うことができる。

(2) 主な食料品小売業者

(平成31年4月1日現在)

店 舗 名	住 所	電 話	備 考
フクハラるるマート店	丸山通北2丁目	2-4585	
セイコーマートたちばな	丸山通北1丁目	2-6415	
セブンイレブン本通店	本通13丁目	2-2075	
セブンイレブン並木通店	並木通西2丁目	2-0711	
ローソン広尾サンタランド 入 口 店	並木通西1丁目	8-7008	

(3) 応急供給の要請

「災害時における応急食料の緊急引き渡しについて（食料庁通達）」に基づき要請を行なう。

(平成31年4月1日現在)

名 称	住 所	電 話
十勝総合振興局 産業振興部農務課	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8611
北海道農政事務所 帯広地域拠点	帯広市西6条南7丁目	0155-24-2401

## 第18節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

### 1 実施責任者

町（施設対策部）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

### 2 給水目標

災害発生時に生活用水を得られない者に対して、災害発生から3日以内は、1人1日当り3リットルの生活用水を供給する。なお、4日目以降は自衛隊や各自治体からの支援、救援物資により補うものとする。

### 3 生活用水等の確保

#### (1) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、基本的に被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、川等の自然水、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

#### (2) 給水資機材等の確保

町長は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車、及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

また、飲料水の消毒薬品は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、保管方法等について検討するものとする。

#### (3) 個人備蓄の推進

町長は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に周知しておくものとする。

#### (4) 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

#### 4 給水の方法

##### (1) 輸送による給水

浄水場施設が機能している場合、又は被災地域付近の水源（河川）を利用できる場合は、消防機関等の協力を得て、給水車（給水タンク車、散水車、消防タンク車等）により浄水施設又は水源から取水し、被災地域内に輸送のうえ、住民に給水するものとするが、給水車の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を十分に行うものとする。

##### (2) 井戸による給水

家庭用等の井戸について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給し、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により無害な水質とし、供給するものとする。

##### (3) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、可搬式浄水施設・設備、浄水装置その他の必要資材を用いて浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

##### (4) 住民への周知

町長は、給水の実施にあたっては、給水時間、給水場所（原則として各避難場所とする。）、給水方法等を事前に住民に周知するものとする。

#### 5 給水施設の応急復旧

応急復旧の活動は、被害状況、通水の緊急性等を考慮し、復旧の優先路線や地区、仮配水管や本設による復旧などを適切に選択しながら、進めていくものとする。

##### (1) 給水能力に応じた応急復旧地域の指定

水道施設の被害状況を送配水系列ごとに調査、把握し、給水能力に応じた応急復旧地域を設定して、修理作業を進めるものとする。

##### (2) 復旧優先路線及び地区の指定

応急復旧に当っては、被害状況に応じ、優先的に復旧する施設、管路等の作業方針を明らかにするとともに被害が大きく広範囲に断水した場合は、幹線管路の復旧状況を確認し、避難場所、被災者の収容施設、医療、福祉施設等優先して給水する必要があるものに係る路線を復旧優先路線と指定するものとする。

(3) 応急復旧作業

応急復旧は、通水→漏水調査→修理の繰り返しであるが、漏水調査には専門的技術が必要であるので、漏水調査会社と災害時の協力体制を確立しておくとともに、復旧資材等（仮設配水管、可搬式の簡易浄水機等を含む。）の調達に当っては、必要に応じて関係団体と連絡調整を図るものとする。

**6 給水応援**

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

## 第19節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長（担当：厚生対策部）が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

### 2 実施の方法

災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与または貸与するものとする。

### 3 物資の調達方法

調査した被災者名簿に基づき、救援物資供給計画を直ちに樹立し、これにより町内業者等から購入する。調達にあたっては、あらかじめ広尾町商工会と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。

また、町は、広尾町災害時備蓄計画「3 備蓄品目と目標数量」に基づき毛布の備蓄を行うものとする。

なお、物資の確保が困難な場合は知事に要請する。

### 4 給与及び貸与品目

- (1) 寝 具（布団、毛布、タオルケット等）
- (2) 外 衣（洋服、作業服、子供服等）
- (3) 肌 着（シャツ、パンツ、紙おむつ等）
- (4) 身廻品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食 器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、蠟燭等）
- (9) その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

## 5 給与及び貸与の方法

### (1) 地区別取扱責任者の指定

給与及び貸与物品の取扱いを適正に行うため、地区毎に取扱責任者を定め、救援物資供給計画に基づき、町内会長の協力を得て実施する。

### (2) 給与及び貸付台帳の整備

被災者に対し給与または貸与を行った場合「給与及び貸付台帳」により内容を明確に記録するものとする。

なお、救助法による救援物資とその他の義援物資とは、明確に区分して処理するものとする。

## 6 給与又は貸与の期間

給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害期間が長期にわたるときは、この期間を延長することができる。

## 7 義援金品の取扱い

町に送付された義援金品の取扱いは、厚生対策部が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、町長の指示するところにより、その状態に応じ適正かつ正確に行うこととする。

## 8 給与及び貸与の費用

給与及び貸与の費用は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

## 第20節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

#### (1) 広尾町

町長は、町（消防機関）が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能となったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定をしておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

#### (2) 北海道

知事は、町の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

### 2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるものとする。

## 第 2 1 節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。災害により電力施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命・住民生活の安全確保のため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策、および速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することに努める。

### 1 防災体制

#### (1) 非常事態対策組織支部事務局の設置

- ア 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織帯広支店支部運営マニュアル」に基づき「非常事態対策組織支部事務局」を設置し、防災体制を発令する。
- イ 非常事態対策組織支部事務局を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- ウ 非常事態対策組織支部事務局は、気象情報、防災体制、被害・復旧の状況、復旧順位および報道・広報対策等について協議するため対策会議を適宜開催する。

#### (2) 防災体制の区分、発令基準

区 分	発 令 の 基 準
警 戒 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害が発生するおそれのある場合。</li> <li>・管轄地域内に津波警報又は大津波警報が発表された場合は、警報発表と同時に警戒体制を発令したものとみなす。</li> </ul>
非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相当の被害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合。</li> <li>・管轄地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、地震発生と同時に非常体制を発令したものとみなす。</li> </ul>

#### (3) 非常事態対策組織の基本構成および任務

- ア 支部の基本構成および任務をあらかじめ定めておき、防災体制発令後、速やかに対応できるように体制を確立する。
- イ 他地域からの応援要員を依頼した場合、収容場所など受入体制については、広尾町災害対策本部の協力を得るなど万全を期するものとする。

## 2 非常災害復旧対策

### (1) 復旧順位

各設備の被害状況および被害復旧の難易度等ならびに電力系統上の重要度等を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから行うことを原則とする。

#### ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

#### イ 変電施設

- (ア) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- (イ) 都心部に送電する送電系統の中間変電所
- (ウ) 重要施設に送電する配電用変電所（この場合の重要施設とは、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関および避難場所をいう。）
- (エ) その他の変電所

#### ウ 配電設備

- (ア) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線。
- (イ) その他の回線

## 3 広報活動

(1) 防災体制時には、停電による地域社会および住民の不安解消のため、停電情報、設備被害状況および、復旧状況について広報を行う。

また、公衆感電事故および電気火災を防止するため、次の事項を中心に広報を行う。

- ア 断線・垂下している電線には絶対に触らないこと。
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等設備の異常を発見した場合は速やかに電力会社へ通報すること。
- ウ 浸水・雨漏り等により冠水した家屋に関する屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- エ 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- オ 避難先から戻って電気器具を再使用するときは、ガス漏れの無いことや器具の安全を確認すること。

(2) 被害、事故の状況により、各防災関係機関の協力を得て、広報車および防災無線等により直接当該地域へ周知する。

## 第22節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

#### (1) 非常災害の事前対策

##### ア 情報連絡

- (ア) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。
- (イ) 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係各係と確認しておく。

##### イ 各設備の予防強化

##### (ア) 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておくものとする。

- a 要員の確保
- b 防火、防水、救命用具の点検整備
- c 非常持出品の搬出整備
- d 建物の補強
- e 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
- f 排水設備の点検整備

##### (イ) 製造設備、供給設備

被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

##### ウ 人員の動員連絡の徹底

- (ア) 保安規程および保安業務規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。
- (イ) 社外（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。
- (ウ) 道に協力を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとるものとする。

エ 工具、機動力、資材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

オ 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品についてあらかじめ対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

カ 広報

災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

キ 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

(2) 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

## 第23節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

町長（担当：施設対策部）が実施する。

### 2 情報収集

被害の全体像を早期に把握し、的確で迅速な対応に資するため、概ね次の施設について被害情報を収集するものとする。

- (1) 終末処理場、ポンプ場、管きょ及び排水設備などの下水道施設
- (2) 道路及び橋りょう

### 3 広報活動

住民に状況を正しく伝え、理解・協力を得るためにもあらゆる媒体を活用し、被害状況や復旧方針、復旧状況を広報するものとする。

### 4 応急復旧対策

#### (1) 上水道

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 住民への広報活動を行う。

#### (2) 下水道

##### ア 第1段階

緊急被害調査の結果により、以後の対応及び復旧の基本方針を定めるとともに、人的災害につながる二次災害の危険性を判定し、必要に応じて緊急措置を行う。

##### (イ) 停電の場合

終末処理場、ポンプ場において停電した場合は、機器が正常に作動するか確認し、自家発電装置に切替えるなど施設の機能維持に必要な応急措置を講じるもの

とする。

(イ) 浸水の場合

終末処理場が浸水した場合は、移動ポンプなどにより排水を図り、汚水処理に必要な応急措置を講じるものとする。

(ウ) 管きよの閉塞

管きよ内に土砂等が流入・堆積した場合は、閉塞箇所及び程度の状況により、優先順位を定め、堆積物の除去と流入防止の応急措置を講じるものとする。

(エ) 道路の陥没等の場合

管きよの破損による道路の陥没やマンホールの浮上による交通危険箇所をバリケード等で囲むとともに、保安等を設置するなど応急措置を講じるものとする。

イ 第2段階

二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要性、本復旧までの期間などに基づいて、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法を定めるものとする。

ウ 第3段階

施設の重要性、被災箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮し、本復旧水準を定めるとともに、地域の将来計画等も勘案して本復旧を行うものとする。

## 5 関係機関への応援要請

町長は、必要な人員、資機材等が不足するときは、次の事項を示して、他の自治体、関係団体等に応援を要請するものとする。

- (1) 必要とする人員及び期間
- (2) 必要な資材等（車両を含む。）の品目及び数量
- (3) その他必要な事項

## 6 下水道業務継続計画の運用

大規模地震や津波による被害の復旧をより実効的なものにするため、平成25年度に策定した下水道業務継続計画（下水道BCP）を運用し、発災後の初期対応の具体化を図るものとする。

## 第24節 被災地宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

### 1 危険度判定の実施の決定

町長は災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し、宅地判定士の派遣等の支援を要請するものとする。

### 2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供される土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼす恐れのある土地を対象とする。

### 3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

### 4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

## 5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

## 第25節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

住宅対策の実施は、町長（施設対策部建築班）が行うものとする。救助法が適用された場合の避難所の設置や応急仮設住宅の建設は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

### 2 実施方法

#### (1) 避難場所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難場所を開設するものとする。

#### (2) 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### (3) 応急仮設住宅

災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要により応急仮設住宅を建設する。

ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

##### (ア) 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

##### (イ) 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

##### イ 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

##### ウ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

##### エ 設置戸数

道は町からの要請に基づき設置戸数を決定する。

##### オ 建設型応急住宅の建設地、構造等

・町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

・建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

・応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

カ 費用

費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 着工時期

救助法適用の場合は、災害の発生の日から20日以内に着工しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

ク 供 与

入居者の選考にあたっては、現に自らの資力で住宅を得ることができない者を対象とし、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

ケ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

コ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

サ 救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、町はこれに協力する。救助法が適用されない場合に町が設置するものについては町が管理する。

また、応急仮設住宅の管理運営に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著し

く不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

ア 対象者

- (ア) 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

- (ア) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- (イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

- (ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
  - a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
  - b 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
  - c 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

- a 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

b 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

c 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4。

b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

### 3 資材等の斡旋、調達

(1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

(2) 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

### 4 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

### 5 費用の限度及び期間

救助法の適用基準及び関係法令の定めるところによる。

## 第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

町長（担当：施設対策部）が実施する。

救助法が適用された場合は、町長は知事の委任を受けて実施する。

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図るものとする。

#### (1) 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

#### (2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

#### (3) 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、本章第15節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

### 2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとしに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 住民の生命、財産等を保護するため速やかにその障害物の排除を必要とする場合

#### (2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送確保に必要な場合

- (3) 障害物が応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合
- (4) 障害物の除去により河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (5) 住宅等にかかる障害物で、次の要件に該当し、自らの資力をもって障害物の除去ができない場合
  - ア 土砂、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）に運びこまれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、かつ当該住宅以外に居住の方法がないもの。
  - イ 住家が半壊、又は床上浸水したもの。
- (6) その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 3 除去の方法

- (1) 町の機動力によるほか、必要に応じ民間の協力を得て実施する。
- (2) 災害の程度により、道、自衛隊に機動力の応援を要請する。
- (3) 障害物の除去は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

### 4 障害物の保管等の場所

- (1) 人命、財産に被害を与えない場所
- (2) 道路交通の障害とならない場所
- (3) 盗難等の危険のない場所
- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名等を公示する。保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのあるとき、及びその保管に不相当の費用、手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管することができる。売却の方法、手続きは、競争入札又は随意契約による。

### 5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### (1) 学校管理者等

##### ア 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

##### イ 児童生徒等の安全確保

##### (ア) 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

##### (イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

##### ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防ぎよするため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### (2) 広尾町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

### 2 応急対策

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったとき、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。

#### (1) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線、広報車、電話等確実な方法で児童生徒に周知徹底するものとする。

(2) 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあっては教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

(3) 学校施設の保全

ア 被害の程度により応急処理が可能な場合は修理して施設の保全に努めるものとする。

イ 校舎の一部が利用できない場合は、屋内体育施設、特別教室等を利用し、なお不足する場合は、2部授業をもって対処する。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合は、公共施設の使用、最寄の学校の校舎等の使用、仮設校舎の建設などの応急措置を講ずるものとする。

(4) 教育の要領

災害の状況に応じ特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習等の方法で指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

特別の教育計画による授業の実施にあたっては次の点に留意するものとする。

ア 授業の場所が学校以外の施設を利用して行われる場合は、授業の効率化及び児童生徒の保健等に留意すること。

イ 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容の程度が児童生徒の過度の負担にならないようにすること。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように指導する。

エ 学校が避難場所にあてられた場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容により授業の効率が低下しないよう留意すること。

(ア) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして、毎日1回の消毒を実施すること。

(イ) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間を隔絶すること。

(ウ) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲取を行うこと。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(5) 教職員の確保

当該学校の教職員は、学校長の指示により災害時における教育に対処するものとする。

る。当該学校の教職員だけで実施が困難なときは、町教育委員会、道教育委員会（十勝教育局）と密接な連絡をとり、教育に支障をきたさないように措置するものとする。

### 3 教科書等の調達及び支給

#### (1) 教科書の調達方法

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給店等に連絡し供給を受けるものとする。また、町内の他の学校に対し、使用済みの古本の供与を依頼するものとする。

#### (2) 学用品の調達方法

学用品については、道教育委員会と連絡をとり、支障のないよう措置を講ずるものとする。

#### (3) 支給の対象者

住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水の被害を受けた児童生徒で教科書、学用品を滅失又はき損し就学上支障のある者に対して支給する。

#### (4) 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、別紙様式により記録しておかなければならない。

### 4 学校給食等の措置

(1) 給食施設が被災したときは、速やかに応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

(2) 給食物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ直ちに緊急配送を行い、応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講ずるものとする。

### 5 健康管理

災害の状況程度により、被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じて健康診断や感染症の予防接種を実施するものとする。

### 6 文化財の保全対策

災害が発生したときは、文化財の所有者及び管理者は可能な限り当該指定物件の保全保護にあたるものとする。

北海道指定文化財

(令和3年2月1日現在)

名 称	指定年月日	所 在 地	管 理 者
東 蝦 新 道 記 彫 字 板	昭和43年1月18日	茂寄1番地	十勝神社
円 空 作 ・ 観 音 像	昭和52年3月11日	西2条9丁目	禪林寺

広尾町指定文化財

(令和3年2月1日現在)

名 称	指定年月日	所 在 地	管 理 者
仙 台 藩 ト カ チ 陣 屋 跡	昭和50年11月18日	西4条9丁目	広尾町
山 道 開 発 之 記 写	昭和50年12月4日	西2条9丁目	禪林寺
円 空 仏 ・ 厨 子	昭和53年3月11日	西2条9丁目	〃
貞 伝 作 ・ 万 体 仏	平成10年12月21日	西2条9丁目	〃
手 洗 鉢	平成10年12月21日	茂寄(十勝神社境内)	十勝神社
石 灯 籠	平成10年12月21日	茂寄(十勝神社境内)	〃
ト カ チ 陣 屋 の 井 戸 杵	平成10年12月21日	字野塚989番地 (郷土文化保存伝習館内)	広尾町
水 道 木 管	平成10年12月21日	字野塚989番地 (郷土文化保存伝習館内)	〃
広 尾 学 校 扁 額	平成10年12月21日	公園通南4丁目	広尾小学校
彰 如 上 人 御 消 息	平成10年12月21日	西1条10丁目	広縁寺
ト カ チ 会 所 関 係 文 書 御一新以来与徳川御三家様当国領界引渡書	平成10年12月21日	字野塚989番地 (郷土文化保存伝習館内)	広尾町
ト カ チ 会 所 関 係 文 書 御 詰 合 様 進 物 定 例 書	平成10年12月21日	字野塚989番地 (郷土文化保存伝習館内)	〃
ト カ チ 会 所 関 係 文 書 御 場 所 御 運 上 金 並 仕 向 金 上 納 帳	平成10年12月21日	字野塚989番地 (郷土文化保存伝習館内)	〃
ト カ チ 会 所 関 係 文 書 鳳 呂 泉 二 而 諸 書 集	平成10年12月21日	字野塚989番地 (郷土文化保存伝習館内)	〃
杉 の 樹 林 地	昭和62年8月25日	茂寄(十勝神社境内)	十勝神社



## 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画

### 1 実施責任者

町長

(救助法が適用された場合は、市町村長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)

警察官

海上保安官

### 2 行方不明者の捜索

#### (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

#### (2) 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

### 3 応援要請

町だけでは捜索が困難な場合、または行方不明者が流出等により他市町村に漂着していると考えられるときは、隣接市町村等に対し捜索の応援を要請するものとする。

### 4 遺体の収容処理方法

#### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

#### (2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

#### (3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を

図り、事前の確保に努めるものとする。

## 5 遺体の埋葬

### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

### (2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行う。

## 6 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間は救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

## 第29節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 被災地における逸走犬等の管理は町長（担当：厚生対策部避難対策班・衛生班）が行うものとする。
- (2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで逸走犬等の捕獲、収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。

### 2 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

### 3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

## 第30節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

### 1 実施責任

町長

### 2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

#### (1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

#### (2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

## 第31節 廃棄物処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。なお、災害廃棄物の処理については、「広尾町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第5章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

### 1 実施責任

- (1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは町が実施するものとする。

### 2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

#### (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する（総合）振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ 移動できないものについては、（総合）振興局保健環境部長の指導を受け臨機の

措置を講ずるものとする。

ウ 前ア及びイにおいて埋却する場合には1 m以上覆土するものとする。

## 第32節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための広尾町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体等との連携については、本計画の定めるところによる。

### 1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。

### 2 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係団体等は、広尾町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受けるものとする。

なお、災害時において、町は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、「広尾町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び「広尾町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、広尾町社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、広尾町社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。

### 3 ボランティアの受入れ

町、広尾町社会福祉協議会道及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう必要な支援に努める。

### 4 ボランティアの活動

ボランティアに依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- (6) 被災建築物の応急危険度判定

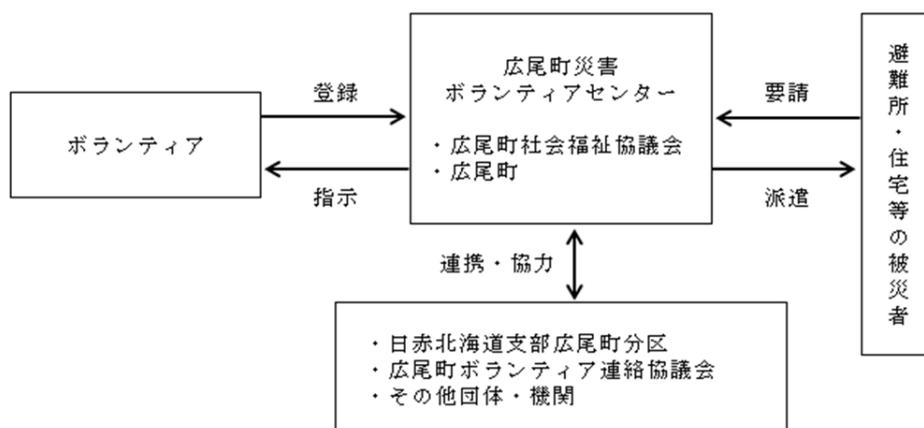
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

### 5 ボランティア活動の環境整備

町及び広尾町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においては、町及び広尾町社会福祉協議会はボランティア活動が迅速かつ的確に行われるよう、災害ボランティアセンターの円滑な運営に努めるものとする。

< 受入体系図 >



### 第33節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

#### 1 実施責任者

災害応急対策の実施に必要な要員の確保は、町長（担当：総務対策部）が行う。  
救助法が適用された場合は、町長は知事の委任を受けて実施する。

#### 2 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うこととする。

- (1) 災害応急対策の協力団体員の動員
- (2) 近隣者に対する協力要請
- (3) 労務者の雇上げ

#### 3 労務要員の供給方法

(1) 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。

(2) 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 職業別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二つの機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

#### 4 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のため機械器具資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための労務者
- (5) 遺体の捜索、処理のための労務者

- (6) その他災害応急のために必要な労務者

## 5 職業安定所長への要請

公共職業安定所への求人申込については次の事項を明らかにして行うものとし、総務対策部は、事前に職業安定所と協議しておくものとする。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労務条件
- (4) 宿泊場所の確保
- (5) その他必要事項

## 6 費用の限度及び期間

- (1) 費用は町が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準によりその都度町長が定める。ただし、費用の負担及び賃金は災害救助法が適用された場合はこれによるものとする。
- (2) 期間は、当該救助の実施期間以内とする。

## 7 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合、「労務者雇用台帳」により記録しておかなければならない。

## 8 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。



## 第34節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣のあつせんを求めることができる。

### 1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員。

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

### 2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の職員の派遣についても含むものである。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別の人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

### 3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

## 第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

町長は、知事が行う応急救助活動を補助するものであるが、救助法第30条に基づき救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

### 2 救助法の適用基準

#### (1) 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した本町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とするものに対して行う。

#### (2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本町が属する所管区域を告示した場合で、本町の区域において、現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				適用
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合	被害が相当広範囲な場合(全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p><b>1 住家被害の判定基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滅失…全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。</li> <li>半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</li> <li>床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</li> </ul> <p><b>2 世帯の判定</b></p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人以上	40	20	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
15,000人未満				

### 3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を本町の区域を所管する振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

### 4 救助の実施と種類

救助の実施にあたっては、町長は知事から委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。

- (1) 災害が発生した場合

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置 (供与)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</li> <li>・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</li> </ul>	町・日赤道支部  町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	対象者、対象個所の選定：町 設置：道(但し、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け若しくは災害により現に炊事ができない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を損失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことは困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部(但し、委任したときは町)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部(但し、委任したときは町)
被災者の救出	災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	町
学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生(幼稚園児、専門学生、大学生等は対象外)	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実	町

	施する者に支給	
遺体の捜索	災害のために現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力で当該障害物を除去できない者	町

### 5 基本法と救助法との関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。